

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

改正案	現行
<p>（事業の種類） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十項</u>に規定するものをいう。以下同じ。）</p> <p>十（略）</p> <p>4～9（略）</p>	<p>（事業の種類） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項</u>に規定するものをいう。以下同じ。）</p> <p>十（略）</p> <p>4～9（略）</p>